

## 平成29年度(9月以降)保育料徴収金基準額表

### ■ 一般世帯の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)			
階層区分	階層コード	定義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上児	
第1階層	010	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	
第2階層	020	市民税非課税世帯	5,400円 (0円)	3,600円 (0円)	3,600円 (0円)	
第3階層	030	市民税の均等割の額のみ課税世帯	7,500円 (0円)	5,700円 (0円)	5,700円 (0円)	
第4階層	040	第1階層から第3階層を除き、市民税の所得割の額が次の区分の世帯	20,000円未満	9,600円 (0円)	7,800円 (0円)	7,800円 (0円)
第5階層	050		20,000円以上48,600円未満	11,700円 (0円)	9,900円 (0円)	9,900円 (0円)
第6階層	060		48,600円以上57,700円未満	13,800円 (0円)	12,000円 (0円)	12,000円 (0円)
			57,700円以上67,000円未満	13,800円 (6,900円)	12,000円 (6,000円)	12,000円 (6,000円)
第7階層	070		67,000円以上76,000円未満	15,900円 (7,950円)	14,100円 (7,050円)	14,100円 (7,050円)
第8階層	080		76,000円以上97,000円未満	18,000円 (9,000円)	16,200円 (8,100円)	16,200円 (8,100円)
第9階層	090		97,000円以上143,000円未満	23,500円 (11,750円)	20,500円 (10,250円)	20,500円 (10,250円)
第10階層	100		143,000円以上169,000円未満	26,700円	24,900円	24,900円
第11階層	110		169,000円以上205,000円未満	(13,350円)	(12,450円)	(12,450円)
第12階層	120		205,000円以上301,000円未満	36,600円	34,800円 (17,400円)	31,500円 (15,750円)
第13階層	130		301,000円以上397,000円未満	(18,300円)		
第14階層	140		397,000円以上	48,000円 (24,000円)		

各階層の上段が第1子、下段( )内が第2子の保育料、第3子以降は全額免除となります。

※4月から8月分までは前年度、9月から3月分までは当年度の市民税の額に基づき保育料を算定します。

### ■ ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯)であって、下記の階層に属する世帯の第1子の保育料

階層	階層コード	定義	徴収金基準額 (月額)		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	021	市民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3階層	031	市民税の均等割の額のみ課税世帯	3,250円	2,350円	2,350円
第4階層	041	市民税の所得割の額が20,000円未満	4,300円	3,400円	3,400円
第5階層	051	市民税の所得割の額が48,600円未満	5,350円	4,500円	4,500円
第6階層	061	市民税の所得割の額が67,000円未満	6,900円	6,000円	6,000円
第7階層	071	市民税の所得割の額が76,000円未満	7,950円	7,050円	7,050円
第8階層	081	市民税の所得割の額が77,101円未満	9,000円	8,100円	8,100円

上記の階層に属する場合、第2子以降は全額免除となります。

※4月から8月分までは前年度、9月から3月分までは当年度の市民税の額に基づき保育料を算定します。